

世界のDABUS事件の動向と解釈の現状

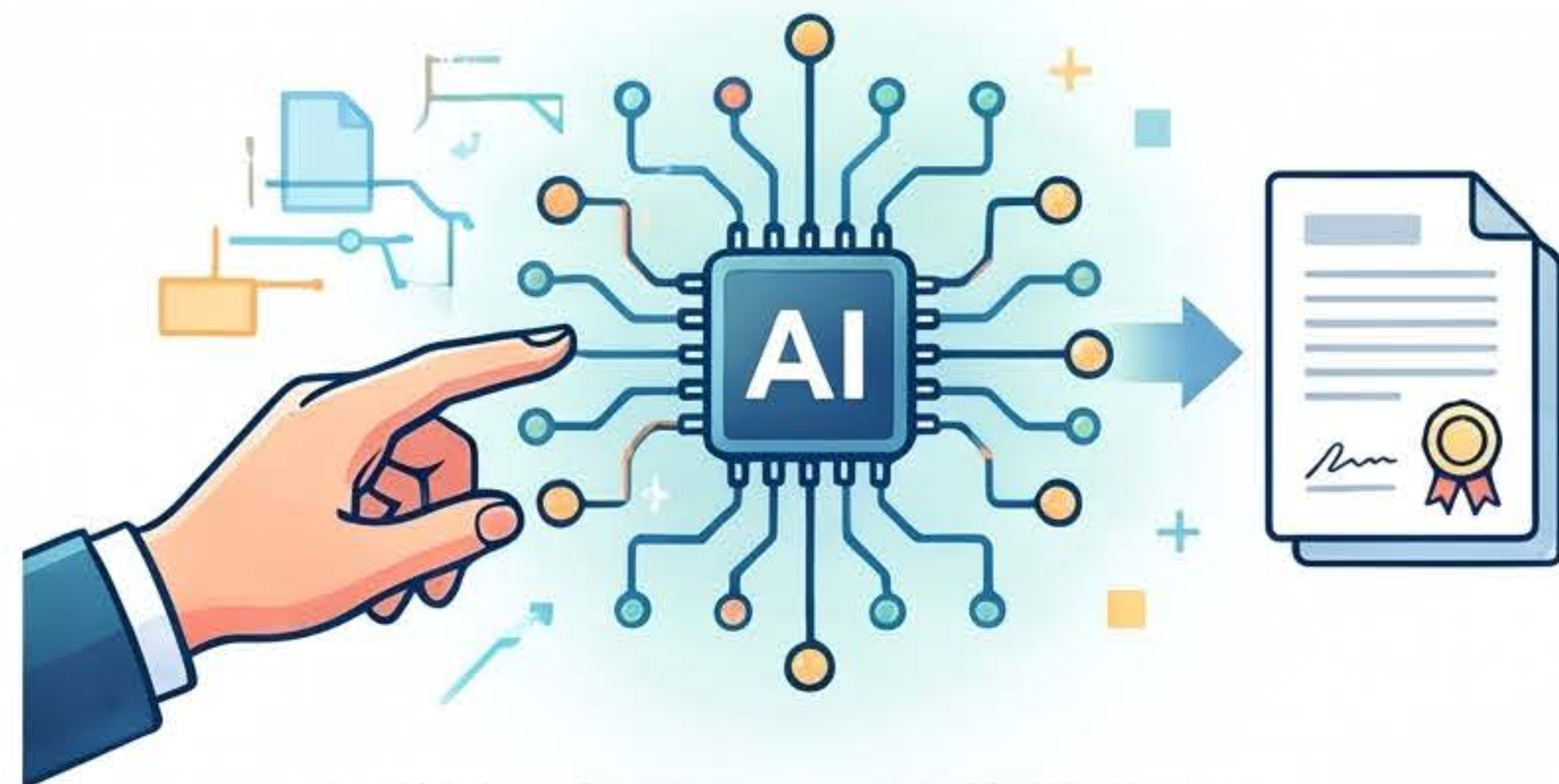
18の国・地域で「自然人のみを発明者とする」解釈が優勢



大半の国で、AI (DABUS) を法的な発明者として認める出願は否定されています。

AI支援発明における「人間の発明者性」の評価と実務

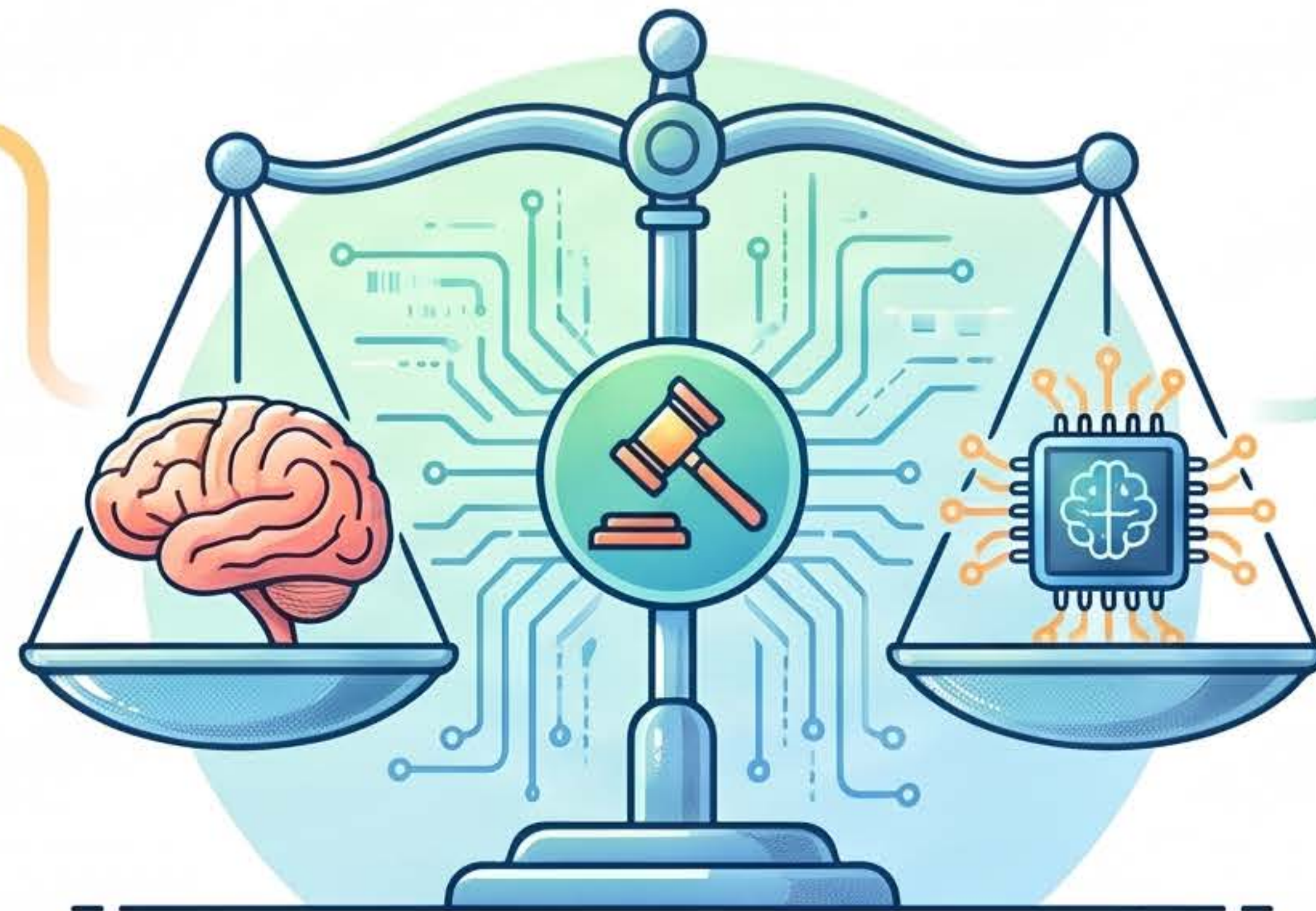
「AIの重要な寄与」と「人間の発明者性」は両立する



AIが核心を担っても、人間が技術的制約の設計や検証を行えば発明者性は否定されません。

AIを発明者とする特許登録： 世界の現状と「人間の寄与」の評価軸

世界各国のDABUS事件の動向を整理し、AI支援発明において「人間の発明者性」をどう判断・記録すべきかの指針を提示する。



利用量ではなく「人間の寄与の内容」を記録する



AIを何割使ったかではなく、人間がどのような技術的判断を下したかの証拠が重要です。

国によって異なる手続結果と制度上の留保



ドイツ
自然人限定を維持しつつ、AI利用を付記した「人間を発明者とする指定」を齎認

商アフリカ
2021年に登録された唯一の例だが、実体審査を経ない方式審査のみの結果

米国・日本
自然人に限定する解釈を維持。AI支援の有無に関わらず人間の具体的着想を重視

実務において「人間の寄与」を証明するために残すべき3つの記録項目

